

令和3年12月森町議会定例会会議録

1 招集日時 令和3年12月3日（金） 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 令和3年12月3日（金） 午前9時30分

4 応招議員

1番議員	増田 恭子	2番議員	清水 健一
3番議員	佐藤 明孝	4番議員	平川 勇
5番議員	川岸 和花子	6番議員	岡戸 章夫
7番議員	加藤 久幸	8番議員	中根 信一郎
9番議員	吉筋 恵治	10番議員	中根 幸男
11番議員	西田 彰	12番議員	亀澤 進

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	太田 康雄	副町長	村松 弘
教育長	比奈地 敏彦	総務課長	村松 成弘
企画財政課長	佐藤 嘉彦	保健福祉課長	平田 章浩

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 花 嶋 亘 議会書記 汐澤久美子

10 会議に付した事件

議案第74号 専決処分の報告承認を求めることについて

議案第75号 森町営バスの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を
改正する条例について

議案第76号 令和3年度森町一般会計補正予算（第9号）

議案第77号 令和3年度森町一般会計補正予算（第10号）

議案第78号 令和3年度森町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第79号 令和3年度森町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第80号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

議案第81号 養護老人ホームとよおか管理組合の解散について

< 議事の経過 >

議長 （ 中根 幸男 君 ）出席議員が定足数に達しておりますので、
ただいまから、令和3年12月森町議会定例会を開会します。
発言の際には、マスクを着用し、着座のまま発言してください。
また、発言するとき、発言が終了したときにマイクボタンを押す
ようにお願いします。
これから、本日の会議を開きます。
ここで、お諮りします。
森町議会会議規則第51条に「会議において発言しようとする者は、
起立して「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求
めなければならない」とあります。
新型コロナウイルス対策のため、本定例会は、着座のまま挙手を

して「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (中根幸男 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、発言するときは着座のまま挙手をして「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めることにしました。

それでは、日程に入ります。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、森町議会会議規則第127条の規定によって、9番吉筋恵治君及び11番西田彰君を指名します。

日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月21日までの19日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (中根幸男 君) 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日から12月21日までの19日間に決定しました。

日程第3、「報告事項」について、監査委員から例月出納検査の結果についての報告が来ております。

お手元に配布のとおりでございますので、ご了承願います。

日程第4、議案第74号「専決処分の報告承認を求めることについて」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議長 (中根幸男 君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄 君) ただ今上程されました、議案第74号「専決

処分の報告承認を求めることについて」提案理由の説明を申し上げます。

令和3年度森町一般会計補正予算（第8号）の専決処分でございますが、国は、9月17日に開催された第24回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、新型コロナウイルスワクチン接種の追加接種（3回目接種）を行う必要があり、その実施の時期は2回接種完了から概ね8か月以上後とすることが妥当であるとの見解を受け、9月22日に各自治体に対し、3回目接種に向け体制を確保するよう通知しました。これに伴い、3回目接種にあたり必要となる費用として接種券付き予診票などの印刷製本費や、接種会場の駐車場を拡幅するための駐車場整備等手数料及び健康管理システムなどの改修委託料と、接種を森町病院やその他の医療機関で実施するための新型コロナウイルスワクチン接種委託料と負担金に係る経費計上に急を要したことから、令和3年10月20日に専決処分を行ったものであります。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ58,805千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,728,527千円とするものであります。それでは以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8ページ、4款1項2目、予防費58,805千円のうち、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業17,703千円につきましては、スムーズな接種体制の確保に必要な従事職員を確保するための時間外手当、接種会場で使用する手指の消毒剤などの購入のための消耗品費、接種券付き予診票などの印刷製本費や、接種会場の駐車場を拡幅するための駐車場整備等手数料及び健康管理システム等の改修委託料、会場案内などを委託する人材派遣委託料、障害者手帳をお持ちの方や生活保護を受けている方及び要介護3から5の方が、集団接種会場又は町内外のかかりつけ医でワクチン接種を受けるために利用する送迎タクシー使用料など、3回目接種を実施するための必要経費でございます。また、新型コロナウイルスワクチ

ン接種事業41,102千円につきましては、3回目接種を森町病院やその他の医療機関で実施するための町内外の医療機関への接種委託料と公立森町病院への接種負担金でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6ページ、15款1項2目、衛生費国庫負担金41,102千円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業に対する国の負担金でございます。

2項3目、衛生費国庫補助金8,644千円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に対する国の補助金でございます。希望した高齢者以外の全ての住民の2回接種に係る11月末までの経費に対する補助金でございます。

20款1項1目、繰越金9,059千円につきましては、財源調整としての計上でございます。なお、3回目接種対応分に対する新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の国庫補助金については計上しておりませんが、内示の状況を見て対応してまいります。

以上が、専決処分にかかる令和3年度森町一般会計補正予算（第8号）の内容でございます。

よろしくご審議のうえ、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長 （中根幸男君）これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、吉筋恵治君。

9番議員 （吉筋恵治君）9番、吉筋でございます。三点について伺いをします。

7・8ページの歳出でございます。コロナワクチンを本年度から、確か4月25日だったと思いますが、1回目が高齢者から始まっております。最初の方は12月ぐらいでおおよそ8か月を迎えるわけで、森町では1月と聞いているところでございますが、それはそれとして、1回目2回目を打った方が順通りに3回目を打っていけばスムーズに行くと思いますが、それぞれの個々の都合もあったりして、

そう順調にいくかどうかはちょっと私も分からないじゃないかと思うのですが、この辺りをどのように方法を進めていくか、お考えがあれば伺います。

二点目は、1回目2回目でファイザーを打って、それからモデルナになっていったわけでありますけれども、昨日の知事会見等もお聞きすると交差接種、つまり最初のワクチンと違う接種をする交差接種に一部なっていくと聞いております。それは、既に県に入ってくる本数も確定していて、この森町ではそういうことが起こるのか、それとも起こらないのか。その辺りをお聞きをいたします。

それから、国では今8か月ということに進んできておりますが、できればもっと期間を早めてやっていくことを国では検討しているとも言われております。そのことはまだ国から来ていないと思いますが、そういう場合にもし早めるとすれば、そういう体制ができるのか、この町でできるのか。ちょっとその辺りも含めてお伺いをいたします。以上、よろしく申し上げます。

議 長
保健福祉
課 長

(中根 幸男 君) 平田保健福祉課長。

(平田 章浩 君) 保健福祉課長です。吉筋議員の質問にお答えします。

一点目の3回目の接種はどのような方法で実施をするかというところでございますが、現在、2回目が終わった順番に3回目を接種をしていくということで考えております。1回目の接種、4月のときに、予約等々非常に混乱をしたという状況を踏まえまして、65歳以上の方については、8か月を経過した人から順番に集団接種の予約をこちらから入れて、その日を通知をさせていただくという方法を考えております。3回目を打ちたくないよという方だったり、個別接種で開業医さんで打つというような方については、キャンセルをしたいという連絡をいただいて予約を取り消す。それから、日が都合が悪い方については、都合が悪いから日を変えていただきたいということで連絡をいただければ、日を変えていくというようなことで考えております。

ただし、64歳以下の方につきましては仕事されている方も多いものですから、こちらで日を指定するということはなかなか無理があるものですから、64歳以下については1回目2回目と同様に、LINEの予約、コールセンターへの電話の予約ということで考えております。

それから、二点目の3回目の接種について交差接種になるかどうかといった質問でございます。この点につきましては、現在モデルナのワクチンが国の承認を得ておりませんので、1月、2月については、ファイザーのワクチンしか入ってこないというようなことで連絡をいただいております。3月以降については、国の許可を得られればファイザーよりモデルナの方が量が多く入ってくるということで、最終的にはモデルナとファイザーと、同じ量のワクチンの数がトータル的には入ってくるというようなことで聞いております。

ただ、具体的などのぐらいの数字がいつ入ってくるかということについてはまだ決定をしておりませんので、正確な数字は分かりませんが、そういうことで現在のところ聞いております。

町内で打った人については、モデルナを接種をしたのは職域接種で接種した方のみでございますので、多くの方はファイザーを接種をしているといったような状況になります。正確な数字は分かりませんが、先ほど言いましたとおり、ファイザーとモデルナとほぼ同数のワクチンが入ってくるということになりますと、交差接種をしなければいけない方が多くなるかなというように考えております。

ただ、どのように交差接種を進めていくかということについては、今のところ検討の最中ということでございます。

それから、3回目は当初原則8か月を経過した人からということではございましたけれども、ここ1日、2日前からオミクロンの影響により、国から早めていくどうのこうのということが検討されているということは聞いております。ただ、決定をまだ見ていないものですから、やれるかやれないかについては今のところ検討の最中

でございます。以上です。

議長
9番議員

(中根 幸男 君) 9番、吉筋恵治君。

(吉筋 恵治 君) もう一点だけ、答弁を聞いていて思い当たったので追加にお尋ねをします。

最初の4月以降、1回目2回目のワクチンの中には、町内の開業医の方は比較的協力が少なかったと私は認識をしていますが、先ほど開業医も含めてというご答弁がありましたので、今回は開業医がご協力くだされば、先ほどの前倒しで8か月を6か月にしていくということも可能になってくる確率が高いのかと私は思うのですが、その辺り3回目についてはどのようにお考えかお尋ねをします。

議長
保健福祉
課長

(中根 幸男 君) 平田保健福祉課長。

(平田 章浩 君) 保健福祉課長です。吉筋議員の質問にお答えをします。

先ほど、私から開業医さんで接種というような言葉を出ささせていただきました。これについては、町内に限らず町外の開業医さんも含めて開業医さんというようなことで、発言をさせていただきました。町内の開業医の個別接種についてはお願いをしている最中ですので、具体的に実施をしていただけるというような返事は今のところいただいておりません。以上です。

議長
5番議員

(中根 幸男 君) 他に質疑はありませんか。

5番、川岸和花子君。

(川岸 和花子 君) 川岸です。

同じく7・8ページの駐車場整備等手数料ということですが、これは同じく泉陽中での接種体制を整えるということで、不具合があったから駐車場整備をされると思うのですが、どのように整備されるのかということ。

他にも、接種会場を見る限り、すごくシステムチックに順序よくされていたと思いますが、何か他にも不具合、改善点が必要ということはあるかどうかを伺います。

議長

(中根 幸男 君) 平田保健福祉課長。

保健福祉
課 長

(平田章浩 君) 保健福祉課長です。川岸議員の質問にお答えをさせていただきます。

8月から泉陽中学において集団接種を実施するにあたり、泉陽中のグラウンドに駐車場を整備をさせていただきました。78台が整備をできまして、8月当初の頃は駐車場で特に問題が発生するというようなことはなかったのですが、9月頃に入りまして、集団接種会場に車で来ていただける方が駐車場がいっぱいで駐車場に入れなくて、泉陽中横の道路、県道に並ぶというような事態が発生をし、近所にお住まいの方に少しご迷惑をかけているという状況が発生をしております。当初は78台でスムーズにいていたものですから順調にいけるのかなと思っていたのですが、日によってそういった渋滞が発生をしてしまったというようなことがありましたので、3回目を泉陽中学で接種をするということになりますと、また渋滞をして近隣に迷惑がかかるというようなことがないようにということで、49台分の駐車場を増やすということで、予算を計上させていただいております。

それから、駐車場以外に接種において特に問題点があったかという質問については、問題は発生をする度に毎回毎回修正をさせていただいております。泉陽中で接種が先月11月で終わったわけですが、9月、10月頃には泉陽中学校における集団接種において、特に問題点等は全て解消をされておりました。以上です。

議 長
5 番議員

(中根幸男 君) 5番、川岸和花子君。

(川岸和花子 君) 了解しました。

すごく基本的な質問で申し訳ないのですが、この3回目接種ということに、先ほど話がありました交差接種ということの不安もありますし、また、今オミクロン株というのが入ってきて、デルタ株が収まっていったら、また次の新種の株が出てきたときに、これは3回目の意味があるのかというのがちょっと分からないのですけれども、何かそこで説明していただけることがあれば、お願いしたいです。

議 長 (中根 幸男 君) 平田保健福祉課長。

保健福祉 (平田 章浩 君) 川岸議員の質問にお答えします。

課 長 オミクロン株の発生に伴って、ワクチンの効果があるかどうかといった質問かと思えます。私の現在のレベルで、ワクチンが効果があるかないということは明確に言えはいたしませんけども、現状の状況において国内でも発生をしていると。オミクロン株の分析がまだ2週間程度かかるということで聞いておりますので、オミクロン株がどのようなウイルスなのかというのは、あと1週間、2週間後に出てくるかと思っております。

モデルナ社においては、ワクチンの効果が下がるということを経社として発表しております。ただし、ファイザー社においては効果は下がらないということで、社として発表をしているといった状況があります。

ただし、オミクロン株がどんな株なのか分からない状況において両者は発表しておりますので、2週間の結果を待って、それぞれ必要があれば100日で新しいワクチンを作れるということをおっしゃるので、効果が少ないというようにファイザー社、モデルナ社が判断すれば、100日以内で新しいワクチンを作っていくといった状況になるかと思えます。

ただし、現在日本においてファイザー社とモデルナ社のワクチンの在庫がございまして、少なくとも1月、2月、3月に日本で打たれるファイザーとモデルナ社については、新しく作るか作らないか分かりませんが、作ったとしても、新しいタイプのワクチンが入ってくるということはないのかなと今のところ考えているところです。

オミクロン株も発生して日が浅いものですから、正確な情報があまりない中で答弁をさせていただいておりますので、今後状況、内容等変わってくるのかというようにも思えます。以上です。

議 長 (中根 幸男 君) 他に、質疑はありませんか。

11番、西田彰君。

11番議員 (西田 彰 君) 私のちょっと聞き間違いなのかと思いますが、先ほど町長の説明の中では、歳入に関して、3回目の接種に関しては計上されていないと説明があったように思いますが、この予算は3回目にかかる予算ということによろしいのですか。

議 長 (中根 幸男 君) 平田保健福祉課長。

保健福祉課 長 (平田 章浩 君) 保健福祉課長です。西田議員の質問にお答えをさせていただきます。

国で3回目の接種についての内示交付決定等はいただいておりますので、予算は歳出のみとなっております。

ただし、国では2回目を3月、4月に実施をした方については12月接種ということで、国としては12月1日から接種が始まっておりますし、森町においても5月に2回目を集団接種した方が一番最初ですので、1月にもう既に接種をしなければいけないというような状況の中で、国から内示をいただいて予算をつけていくということでありまして、接種時期が非常に遅れてしまうということでありまして、3回目の接種については10月20日に専決で予算をつけさせていただいたということでございます。以上です。

議 長 (中根 幸男 君) 佐藤企画財政課長。

企画財政課 長 (佐藤 嘉彦 君) 企画財政課長です。私から若干の補足で回答させていただきます。

まず、今回の歳出予算については、あくまでも3回目の接種分に係る経費ということで計上してございます。それに必要な歳入予算については、まず資料でいきますと6ページをご覧いただければと思います。一番上の衛生費の国庫負担金、これについてはいわゆる接種そのものに対する負担金ということですので、これ3回目に対する負担金ということでございます。

いわゆる事務費、接種体制確保に係る事務費については、今回はまだ3回目の接種分の事務経費というものの補助の内示額、上限額というのが示されていないものですから、それについては繰越金で対応させていただくと。

ただし、二項目の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金8,644千円でございますけども、これについては1回目と2回目のときのワクチン接種に係る事務経費で、繰越金で対応していたもの。これがその後、補助の限度額が拡大されたものですから、その範囲内で以前繰越金として対応されていたものに対して限度額が上乗せされましたので、それに対して過去の歳出について充当しているということで、結果的に一般財源で振り替えているということでございます。

これについて4号補正、いわゆる会場を泉陽中に固定化したときの経費にかかる事務準備経費、6号については11月までに全ての年齢層に2回接種をするという要請のもとで、それにかかる事務経費ということで計上させていただいたものでございます。計上した当時は補助金の限度額をオーバーしていたものですから、繰越金で対応したと。その後、その限度額がさらに拡大されたので、今回この補正計上に合わせて、追加で過去の歳出について充当させていただいたということでございますので、事務経費についてはあくまでも一般財源で対応させていただいてるということになります。以上です。

議長 (中根幸男君) 11番、西田彰君。

11番議員 (西田彰君) その件に関しては了解です。

それで、10月20日に専決してはいますけども、この体制というのはもう既に整ったと。まだ準備されなければいけないところもあるのか、その辺お聞きします。

議長 (中根幸男君) 平田保健福祉課長。

保健福祉課長 (平田章浩君) この接種体制確保事業における3回目の接種準備につきましては、17,703千円で予算とすると整っているというようなことでございます。実際には、まず最初にやらなきゃいけなかったことが、12月に接種する方が町内において60人ほどいまして、11月に接種券を交付をしなければいけないという状況がありましたので、印刷で接種券。それから予診表の様式を作り、接種券を

交付をするということをまず行っております。1月以降に接種する方につきましては、8か月経過を目処に交付をしていきたいと思っております。

それから、委託料のところでは健康管理システム改修委託料というものが3,135千円計上させていただいております。これについては、今まで町の健康管理システムにおいては新型コロナワクチン1回目2回目の情報を入れるものしか機能がなかったものですから、3回目の接種分を入れるようにシステム改修、それから転入者等々細かく接種券を配布しなければいけない人のために接種券を印刷するための機能を、システム改修を現在のところしてございます。こういったところが、10月20日に専決をし、主に今のところ進捗をしていると言ったような状況になります。以上です。

議長
11番議員

(中根 幸男 君) 11番、西田彰君。

(西田 彰 君) 60人の方というのは、どのような方ですか。ある人が勤めは磐田で、その方は医療関係の方です。住民票のあるところから、住んでいる自治体から通知がもう来るというように職場から聞いていると。磐田はもう既に届いているとそのように言っていますので、その人はどうなるだいな、届くかねと言っています。この60人に、そういう人たちが入っているのですか。

議長
保健福祉
課 長

(中根 幸男 君) 平田保健福祉課長。

(平田 章浩 君) 西田議員の質問にお答えします。保健福祉課長です。

先ほど申しました60人につきましては、3月、4月に2回目を接種した方が12月に接種できるように、11月に接種券を交付をしたということで説明させていただきました。この3月4月に2回目を接種した方というのは医療従事者の方で、医療機関で接種をした方が60名でございます。接種日等々は、またそこの勤務をしている医療機関でもって決めて、医療機関で接種をしていくというようなことになろうかと思っております。

この60人につきましては、今週の月曜日に接種券を郵送させてい

ただいておりますので、火曜日に自宅に着いているかと理解をしております。以上です。

議長 (中根幸男 君) 他に質疑はありませんか。

8番、中根信一郎君。

8番議員 (中根信一郎 君) 8番、中根です。

説明書の8ページになりますが、中段上にコールセンターの電話機の移設手数料。これは前回三倉でやっていたかと思いましたが、どっかに移すのかなということでその辺の内容が分かれば教えていただきたいこと。

それと、使用料及び賃借料の中の集団接種の会場の送迎バス等借上げ料ということで、これについては、前回県の集団接種会場等にバスで行ったりというようなこともあったかと思いますが、今回は元の泉陽中の接種会場かと思いますが、その辺住民の方への告知といたしますか、どういう形で送迎バスを出すのか内容的なものが分かればお伺いをしたい。

それと、ただ今西田議員からもありましたが、医療従事者の方については4月ぐらいに接種をしていて、ほとんどの方が8か月に達するというような状況になるかと思いますが、森町でも医療従事者の方は優先的に、先ほどでいいますと、65歳以上の方は8か月以上経過の人に対して3回目の接種というようなお話がありましたが、65歳以下であっても、医療従事者の方はまた別枠で3回目をやるというようなことを予定しているのかどうか。その三点お伺いをいたします。

議長 (中根幸男 君) 平田保健福祉課長。

保健福祉課長 (平田章浩 君) 保健福祉課長です。中根信一郎議員の質問にお答えします。

コールセンターの電話機移設手数料でございますけども、現在コールセンターについては現在の保健福祉センターの隣の相談室がございまして、そちらをコールセンターとして利用をしております。会計年度職員が2名ついて、業務をしております。来年4月に保健

福祉課が二課になるその前に、保健福祉課と社会福祉協議会の職務の場所を反対にするというようなことで、9月議会のときに説明させていただいたかと思えますけども、その社会福祉協議会と保健福祉課の執務室を交換するのが、2月の11、12、13の3連休を予定をさせていただきます。そうしますと、うちの保健福祉課が現在の社協に行きます。現在のコールセンターはうちの保健福祉課とくっついておりますので、コールセンターに入った電話がコールセンターの職員で答えができない場合には、すぐ隣の保健福祉課にすぐ連絡して、情報を共有しながら回答していているというような状況が現在でございます。2月に保健福祉課と社会福祉協議会が執務室を交換したときに、保健福祉課と現在のコールセンターの場所が離れてしまいますので、コールセンターにおいて入った電話について回答に少し時間がかかってしまうような状況が出てきます。現在の相談室は非常に狭い部屋ですので、2名以上入れないという状況がございます。引っ越した後にもコールセンターでスムーズに業務を行うために、保健福祉センターの2階に会議室Aという部屋がございますけども、その部屋にコールセンターを移しまして、既存のコールセンターの業務をしている会計年度さん2名と、保健福祉課の職員が1名又は2名、3名か4名の体制で、会議室Aでもってコールセンター業務を行うということで、コールセンターの場所を移すということの手数料でございます。

二点目の使用料及び賃借料の集団接種会場送迎バス等借上げ料につきましては、県が集団接種、広域接種を行いましたB&Gへの送迎ということで、以前予算化を1回してございます。今回の予算につきましては、前回も対象を65歳以上に絞って、送迎バスにつきましてはそれぞれ三倉、天方、飯田、園田、一宮、それから森についても送迎の車を走らせました。これは7月まで走らせたわけですけども、これについては65歳以上の方を対象に送迎を行ったというような状況が、1・2回目のときにございました。3回目につきましても、やはり65歳以上の方でなかなか自分で来ることができないと

という方がいらっしゃるのかなということで、ただし、前回のときにはこちらでルート、時間を決めて走らしたわけですが、なかなか乗りたいときに会場の予約ができなかったりして、乗っている人数があまり多くないというような状況が発生しました。今回につきましては、先ほど吉筋議員のときに答弁しましたとおり、65歳以上の方については日と時間をこちらで決めて、通知を出させていただきます。ですので、もし送迎バスに乗りたいという方があったときには、これもコールセンターに電話をいただいて、今こういう通知が来たけどもこの送迎バスに乗りたいというようなことをコールセンターに言っていただくと、コールセンターでその車に乗りたい人だけ集めて、接種の時間を改めて組み直すというようなことをして、会場とその方が住んでいる町内会の公民館を車で往復するというようなことを考えております。これについては、8月14日から泉陽中学においてピストンのタクシーを走らせたわけですが、それと同様にジャンボタクシーを予定をしております。

医療従事者の接種でございますけども、先ほど言った3月4月に2回目を終了した医療従事者については、それぞれ医療機関、自分が勤めている医療機関で1回目2回目を接種しましたので、3回目についてもそちらで接種をしていただきたいと思いますと考えております。それ以外の森町病院で1回目2回目を接種した森町病院の職員については、1月中旬に森町病院において森町病院職員を対象に接種をするように、森町病院の計画を進めております。それ以外の医療従事者につきましては、町が実施をします1月からの集団接種の中で、接種をしていただきたいと思いますと考えております。

3回目の接種は先ほど高齢者からというような発言を私がしましたけども、基本的に2回目が接種終了して8か月になる人から順番に接種をしていくということが基本でありますので、医療従事者についても、自分が勤務している医療機関で接種しない場合には、8か月経過したときに町の集団接種会場で、64歳以下の方については自分で予約を入れていただいて、町の集団接種会場で接種をしてい

ただくというように計画をしております。以上です。

議 長

(中根幸男 君) 8番、中根信一郎君。

8番議員

(中根信一郎 君) 一点だけお伺いします。医療従事者の8か
月経った方、森町在住、また森町に勤務の方、また他の市町に勤務
というような方は、8か月が経てば接種券を送ると、そういう体制
をとるといえることですか。

議 長

(中根幸男 君) 平田保健福祉課長。

保健福祉

(平田章浩 君) 保健福祉課長です。中根信一郎議員の再質

課 長

問にお答えします。

接種券につきましては、3月4月に2回目が終わった方は11月に
接種券を配って下さいという国の意向であったので、そのとおり
実施をしているわけですが、5月以降に2回目を接種した方につ
いては、8か月を経過する前後にこちらからそれぞれ発送をしま
いと考えております。以上です。

議 長

(中根幸男 君) 他に質疑はありませんか。

6番、岡戸章夫君。

6番議員

(岡戸章夫 君) 6番、岡戸です。一点お伺いします。

8ページの、健康管理システムの改修委託料、3,135千円です。
先ほど課長から内容については説明をいただきました。

それで、今後の話、また4回目5回目のワクチン接種があるのか
どうか。それはまだ分からないとは思いますが、またこれで
4回目の接種が仮にあったとすると、またここでシステム改修委
託料が発生してくるのではないかと思います。今のこの考え方だと。
ですので、そういったときにもう先の、仮にそういった4回目5回
目というようなケースが生まれることも想定して、こういったシス
テム改修というのは依頼しておくのがいいんじゃないかと思いま
すけれども、そこら辺システム屋さんとはどのような話をされてい
るのかお伺いします。

議 長

(中根幸男 君) 平田保健福祉課長。

保健福祉

(平田章浩 君) 保健福祉課長です。岡戸議員の質問にお答

課 長 えします。

健康管理システム改修委託料につきましては、現在この予算につきましては3回目の接種分が入力できるように整えるということでございます。岡戸議員質問のとおり、4回目5回目を実施するかどうか分かりませんが、4回目5回目が入力できるようにシステム改修をすれば効率的ではないかということでございます。議員おっしゃるとおり、そちらの方が効率的で、別々に改修をしていく方がコストがかかるというようなことはこちらでも認識をしているところでございます。

ただし、この接種体制確保事業における費用については、10分の10で国の補助になってきます。まだこれ内示をいただいていないものですから、現在今回の8号補正予算につきましては歳入の方見てございませぬけども、今後10分の10で補助金がつくと想定をされています。このときに、4回目5回目を入力する場所のシステム改修を入れたとしても、その分のシステム改修費については国の補助金で支出をされないということになりますので、うちとしましては、効率的非効率的という視点もございませぬけども、確実に国から補助金がいただける部分の改修にとどめるということでございます。以上です。

議 長 (中根幸男 君) 6番、岡戸章夫君。

6番議員 (岡戸章夫 君) その流れは理解できます。ただ私が思うには、いくら国の補助とはいえ、やはり元は国の税金から出ているお金なので。そういう流れは理解できますけど、日本全国このようなことやっていけば無駄遣いに繋がって、大きく考えれば、国の税金の無駄遣いに繋がるのではないのかなと、そういう認識ですのでちょっと聞いてみました。それについてはよろしいです。

もう一件、副本対応システムの改修委託料について、これについて少し説明をお願いします。

議 長 (中根幸男 君) 平田保健福祉課長。

保健福祉 (平田章浩 君) 保健福祉課長です。岡戸議員の質問にお答

課長 えます。

副本対応システム改修委託料でございます。こちらにつきましては、うちの課として検診であるとかというのものも、こういったシステムの改修をする場合がございます。新型コロナワクチンに限らず、他の定期接種でもこういった予算を使っていく場合がございます。これについては、マイナンバーカードを取得している方が、マイナポータルにおきまして、こちらについては新型コロナの接種日、どんなワクチンを打ったのか、ロット番号が何なのか、どこの医療機関なのかといったような自分の接種の情報を、自分のスマホにおいて情報確認できるというために、副本対応システムというものをシステム改修をしていきます。

これについては、うちの町だけではなくて全国の市町村がそのような対応をして、日本に住んでいるどなたでも、マイナンバーカードを持てばマイナポータルにおいて自分の接種情報が獲得できるというためのものがございます。以上です。

議長 (中根 幸男 君) 他に質疑はございませんか。

2番議員 (清水 健一 君) 清水でございます。

先ほどの駐車場のところに戻らせていただきますけども、8月から泉陽中で78台分の整備をされたということで、しかし、地元の方に迷惑をかけるような路上駐車というのですか、そういうのが発生したので、今回3回目ということで49台分を増やしますというご説明だったと思います。この49台を増やすことによって、そういう路上駐車、要するに想定外が起こるということは、今回はないと判断をしていいのでしょうか。

議長 (中根 幸男 君) 平田保健福祉課長。

保健福祉課長 (平田 章浩 君) 保健福祉課長です。清水議員の質問にお答えをさせていただきます。

泉陽中の集団接種において、路上駐車ということではなく、駐車場に入る車が駐車場に入れずに県道にずっと並んでしまったという

状況だったのですが、78台の駐車場では足らずに、49台ということで5割以上の台数を増やすということでございますので、これで県道に並んで渋滞をするということはないと考えております。以上です。

議長 (中根幸男君) 他に質疑はございませんか。

12番、亀澤進君。

12番議員 (亀澤進君) 確認ですけど、3回目の接種の件で、町から送られてきた接種券で、町で2回目を受けられた方は把握していると思うのですが、それ以外の職域接種等で打たれた方については、いつ打ったとかそういったものは町では把握できているのでしょうか。3回目の接種券を送る際に、それが正しく送られるのかということが疑問に思いましたので、質問させていただきます。

議長 (中根幸男君) 平田保健福祉課長。

保健福祉課長 (平田章浩君) 保健福祉課長です。亀澤議員の質問にお答えします。

1・2回目の接種については、町で接種している分にはもちろん把握をしております。職域接種等々、町外の開業医さんとかで接種した分につきましては、接種した医療機関が国のVRSというシステムに入力する約束になっておりますので、その医療機関が間違いなく接種をしていただいているという前提で、そのデータを基に1回目何日、2回目何日という情報を入れながら接種券を作成させていただくということになりますので、例えば職域であったり町外の開業医さんで打ってVRSに入力をしていなければ、接種券は発送されないというようなこととなります。

ただ、現実的にVRSに入力するイコール森町に接種した委託料を請求をするというのと同じタイミングになりますので、VRSに入力していないということは、わざわざ接種をしたけども森町からお金をもらっていないという状況が発生しますので、そういう形で医療機関でVRSに入力し忘れていたという状況は、あまり現実的には考えられないかなと理解をしているところでございます。以上

です。

議長 (中根 幸男 君) 他に質疑はありませんか。

7番、加藤久幸君。

7番議員 (加藤 久幸 君) 7番、加藤でございます。

以前もちょっと心配をしていたことがあって、夏の暑い時期だったものですから熱中症の対策等はどうかなということでもちょっとご質問をさせていただいたことがあったのですが、夏については急遽接種の場所を泉陽中の中で場所を変えたということも聞いています。

今度は非常にまた寒い時期になってまいります。換気等も必要かなと思いますけども、この寒さの対策についてどのように対策されているか、お伺いをしたいと思います。

議長 (中根 幸男 君) 平田保健福祉課長。

保健福祉課長 (平田 章浩 君) 保健福祉課長です。加藤議員の質問にお答えをします。

寒さ対策につきましては、予算の中でストーブの灯油の費用というものも計上させていただいているところでございます。ただし、この10月20日専決の8号補正につきましては、その段階で泉陽中学の体育館で集団接種を実施していたものですから、そこにストーブを入れて実施をしていくということで考えて、この予算を作っております。

ただし、その後専決をした後に、体育館でストーブを焚いて実施をするということで考えていたわけですが、最大の問題は接種をする医療従事者が、手が少しでも寒くなると接種がうまくいかないというような状況も発生をするというようなことがありまして、現在は1月からの集団接種、3月末、4月の第一週までについては、保健福祉センターにおいて、集団接種を実施していきたいと現在のところ考えてございます。保健福祉センターについてはエアコンも完備をしておりますので、寒さについては十分対応できると考えております。以上です。

議 長 (中根幸男 君) 他に質疑はありませんか。
(発言する者なし)

議 長 (中根幸男 君) 「質疑なし」と認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
(発言する者なし)

議 長 (中根幸男 君) 「討論なし」と認めます。
これから議案第74号を採決します。
本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。
(起立 全員)

議 長 (中根幸男 君) 起立全員です。
したがって、議案第74号「専決処分の報告承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。
ここでしばらく休憩します。
(午前10時32分 ～ 午前10時44分 休憩)

議 長 (中根幸男 君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第5、議案第75号「森町営バスの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
職員に議案を朗読させます。
(職員朗読)

議 長 (中根幸男 君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町 長 (太田康雄 君) ただ今上程されました、議案第75号「森町営バスの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。
現在、町営バスとして大河内線及び吉川線のバス路線を、それぞれ「N P O 法人やまゆり三倉」、「株式会社アマガタ」に委託し、児童生徒の通学、高齢者の通院など地域の交通手段として活用されております。
特に三倉、天方地区の児童生徒につきましては、令和2年度の中

学校統合、令和3年度の小学校統合により、町営バス及び民間の秋葉バスによるバス通学が主な通学手段となっております。

このような中、料金の支払い方法として、秋葉バスには定期券がございますが、町営バスでは通学に伴う使用料を支払う際、一乗車ごとに回数券を用意する必要があり、児童生徒及び保護者の負担となっており、この負担軽減と一層の利用促進を図るため、今回、町営バスに定期券を導入するよう条例を改正するものでございます。

主な改正内容でございますが、使用料に定期乗車券使用料を追加し、大河内線については平日運行のみ、吉川線については、平日運行のみと全日運行の2種類の使用料を設定いたします。また、使用料金につきましては、秋葉バスの通学用定期券購入にかかる日数計算及び割引率と同様とし、平日運行のみは22日分、全日運行は30日分の使用料金からそれぞれ4割分を差し引いた額としております。

なお、施行日は令和4年4月1日とするものです。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長 (中根幸男君) 日程第6、議案第76号「令和3年度森町一般会計補正予算(第9号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (中根幸男君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) ただ今上程されました、議案第76号「令和3年度森町一般会計補正予算(第9号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ135,800千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,864,327千円とするものであります。

当補正予算は、国において令和3年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」にて、「新型コロナウイルス

ルス感染症の影響が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、子育て世帯については、我が国の子供たちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、児童を養育している者の年収が960万円以上の世帯を除き、0歳から高校3年生までの子供たちに1人あたり10万円相当の給付を行う。具体的には、子供1人あたり5万円の現金を迅速に支給することとし、その際、中学生以下の子供については、児童手当の仕組みを活用することで、「プッシュ型」で年内に支給を開始する。」と示されたところでもあります。このため、当町でも速やかな支給に必要となる経費を計上するものでございます。

以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8ページ、3款2項4目、子育て世帯への臨時特別給付金事業費135,800千円につきましては、0歳から18歳までの子供たちを養育している世帯に対し、対象児童一人につき5万円を先行して支給するものでございまして、先行給付金給付事務費4,300千円と、先行給付金給付事業費131,500千円でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6ページ、15款2項2目、民生費国庫補助金135,800千円につきましては、子育て世帯への臨時特別給付金事業に係る国庫補助金でございます。

以上が、令和3年度森町一般会計補正予算（第9号）の内容でございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長

（中根幸男君）これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、川岸和花子君。

5番議員

（川岸和花子君）川岸です。

今回の国が示した960万円以下の子育て世帯に1人当たり10万円ということですが、5万円は現金、5万円は子育てクーポン券等のお話もありますが、森町ではどのようにお考えされているかということが一点。

今回の2,630人分の5万円現金給付ですけれども、今0歳から18

歳の人数ということでしたが、児童手当のシステムというのは、児童手当は15歳までかと思うのですけれども、18歳までも年内に5万円給付されるのかという二点をお伺いします。

議 長
保健福祉
課 長

(中根幸男 君) 平田保健福祉課長。

(平田章浩 君) 保健福祉課長です。川岸議員の質問にお答えをさせていただきます。

一点目の18歳以下の家庭に10万円を支給するといったものを、町はどのように考えて実施していくかといったものでございます。今回9号補正で挙げさせていただいているのは、国が現金支給と言っております5万円分につきまして、現金を支給をするための事業費と事務費を計上をさせていただいております。

その後、国は来春という言葉を使っていますけれども、来春の5万円、クーポン券で5万円の支給ということで国は言っております。現在、町について来春の5万円のクーポン券についての考えでございますけれども、残りの来春の5万円については、町とすると現金給付をしていきたいと考えております。

二点目の0歳から18歳まで今月中に支給できるのかといった質問でございます。今月12月27日の支給を予定をしておりますけれども、こちらにつきましては、0歳から15歳までの方です。川岸議員おっしゃるとおり児童手当は15歳までですので、町で持っているデータにつきましては15歳までとなりますので、0歳から15歳までの方に今月27日に支給を予定しております。

ただし、公務員につきましては、児童手当は勤務地で支給されていますので、公務員の情報はこちら持っていないものですから、公務員のご家庭を除く。それから、12月は9月誕生日までの支給になります。10月以降に出生した方についても除いて、12月27日に支給ということで実施をしたいということでございます。以上です。

議 長
5 番議員

(中根幸男 君) 5番、川岸和花子君。

(川岸和花子 君) 一点目の10万円のうち、子育てクーポン券でいうところは、他の自治体でも印刷代が無駄だということで現

金支給にした方が助かるというニュースも見ましたが、森町でもそのように現金給付ということで理解しました。私は現金の給付と受け止めました。

二点目の15歳までの方に児童手当のシステムで給付するというところで、それも15歳までということがはっきり分かりましたけれども、例えば18歳までというその18歳は、高校3年生であれば、この3月末まで高校生である子が対象なのか、最後の確認をいたします。

議長 (中根幸男君) 平田保健福祉課長。

保健福祉課長 (平田章浩君) 保健福祉課長です。川岸議員の再質問にお答えをさせていただきます。

18歳までが対象になる方ですけども、平成15年4月2日以降に生まれた方が対象ということです。年齢的には、令和4年3月31日までに生まれた方まで対象になります。

それから、私の最初の川岸議員の質問のときの回答の仕方がまずかったのかなと反省をしているところでありますけども、最初の5万円については今回の9号補正に上げさせていただいて、12月27日に支給。あと申請が必要な公務員、10月以降生まれ、それから平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれの方は、申請に基づいて1月に支給をしていく予定。来春国が予定してますクーポン券の5万円については、うちの町とすると、5万円を現金で支給をしていくということで、今考えているといったものでございます。以上です。

議長 (中根幸男君) 他に、質疑はありますか。

11番議員 西田彰君。

(西田彰君) かなり異論があったというのが、所得960万は夫婦で1人960万以下、もう1人の奥さんも960万以下、両方で1,920万以下だったらもらえるということで、かなり世論、議論もあったようですが、森町もやはりこの1,920万以下の家庭に支給されるのでしょうか。

議長 (中根幸男君) 平田保健福祉課長。

保健福祉課長 (平田章浩君) 国が960万円と言っているものにつきましては、これはモデルケースでありまして、子供さんが2人いて、配偶者を103万円以上の所得で、いわゆる3人扶養している場合に、収入額の目安が960万円。正確に言いますと、所得額で736万円を国はモデルケースで言うておりますけども、扶養の数によって、この所得の制限額というのは変わっていきます。

マスコミ等々は960万しか言いませんけども、詳細に言いますと、国の制度は扶養の人数によって所得の額がそれぞれ分かれているといったものであります。国が夫婦2人で働いていた場合とか、1人で働いていた場合とかという場合であっても、西田議員おっしゃるとおり、所得が多い人が960万円いってなければ支給されますよというような状況でございます。

うちの町につきましても、国の制度をそのまま利用して支給をしていきますので、国の作った制度のまま利用していくというように計画をしております。以上です。

議長 (中根幸男君) 11番、西田彰君。

11番議員 (西田彰君) ですから、夫婦共働きで1,800万とか900万以下ならもらえるということで、支給をされるということでもいいですか。

議長 (中根幸男君) 平田保健福祉課長。

保健福祉課長 (平田章浩君) 保健福祉課長です。西田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

先ほど言いましたとおり、扶養の人数によって所得の制限の額が変わってきますので、一概に西田議員がおっしゃることが全てに該当するということではございません。扶養の人数によって、変わってくるといったものでございます。以上です。

議長 (中根幸男君) 他に質疑はありませんか。

6番、岡戸章夫君。

6番議員 (岡戸章夫君) 6番、岡戸です。たびたび、このシステム改修委託料の件でお伺いします。

まず一つは、内容。

それと、先ほどのワクチンのところでもシステムの質問をしましたが、偶然なのかどうか、この金額が一緒、3,135千円で、こちらの今回の給付金も3,135千円ということで、偶然にしてはよくできてるなという感じがします。

ここら辺の業者さんとのやりとりで、改修にかかる費用というのは、本来、先ほどの例と内容は当然違うわけなのだけれども、同じ金額が出てくるというのは、例えばこのシステム改修に何人工かかって、いくらというような算出が出ているのか。こういうシステムの改修の場合は、1本いくらというのはもうある程度定額的なものを業者さんが持っていて、出されてくるのか。確かに最終的には国からの補助があるのだろうけれども、やっぱりそこら辺の金額のチェックというのも、もう少し町としても考えた方がいいんじゃないかなとは思うのですけれども、まず、そこら辺の考え方、実際のところのお話をちょっと聞かせてください。システム改修料の内容と、ここに出てきた金額の根拠。

議長 (中根幸男君) 平田保健福祉課長。

保健福祉課長 (平田章浩君) 保健福祉課長です。岡戸議員の質問にお答えをさせていただきます。

システム改修の内容につきましては、児童手当を支給している方については特例給付と同じところに金額の上限、所得制限が設けられておりますので、15歳以下の方についてはうちで情報を持って、どなたが対象かというのは分かります。

ただし、15歳を超える高校生世代でありますとか、あとは公務員の方につきましては、こちらのシステムを改修することによって、申請書を受けてそのシステムで支給対象かどうかということ判断をしていくために、システムを改修するものでございます。

それから費用につきましては、見積もりの出方としますと、うちとすると保健福祉課の職員がシステムに明るいかどうかという話になりますと、特に明るい職員もいますけれども基本的にそういった業

務をしていませんので、あまり明るくないというようなことはございます。ただし、システム会社に見積もりを出していただくときには、総務課の情報管理係を交えまして、通しまして、こういった仕様でこういう内容のシステム改修をしていただきたいけどいくらですかというものは、情報管理係と合わせてシステムベンダーに見積もりを出していただくようにしております。

実際に今回のこのシステム改修につきましては、ここの日立システムズのシステムについては、うちの町だけではなくて全国的にこちらのシステムを導入している市町がありますので、日立システムズとすると、対応版のパッケージというものを作ります。そのパッケージの単価がありまして、あとはシステムエンジニアの作業費というものが、何人区で1単価いくらといったことで載ってくるといったものになっております。

先ほど8号補正のところに出ましたシステム改修も同様に対応パッケージがあり、そこにS Eさんの作業費が乗ってくるといったことで出てきております。以上です。

議長
6番議員

(中根 幸男 君) 6番、岡戸章夫君。

(岡戸 章夫 君) 内容は分かりました。ただ、先ほどもちょっと出ましたけど、来年にいったってまたクーポンの話が出てきて、また同様な経費が当然かかってくると思うのですけれども、よく報道でも現金給付を一括でやった方が、そういった余分な経費がかからなくて済むじゃないか。クーポンで支給されるために、全国で960億円とか別途に大きな経費がかかってしまうというような話も出ているので、もうすでにパッケージがあって、それがそういうもんだと言われちゃうと、なかなか町単独でそれを打ち上げていくというのも難しいかなとは思いますが、そういった経費。先ほども言いましたように、いくら国から出るお金とはいえ、やはりそういったところはちょっと疑問があればやっぱり疑問があるということ、例えば町長であればそういった市町村議会みたいなところで出すとか、我々も身近な国会議員を通じて少し提言するとか、そうい

ったことが必要であるのではないかなと思います。質問ではないですけれどもちょっとそんなところを感じましたので、一応お話させていただきました。

議 長 (中根幸男君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (中根幸男君) 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (中根幸男君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第76号を採決します。

本案は、原案のとおり採決(決定)することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 (中根幸男君) 起立全員です。

したがって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第77号「令和3年度森町一般会計補正予算(第10号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議 長 (中根幸男君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 (太田康雄君) ただ今上程されました、議案第77号「令和3年度森町一般会計補正予算(第10号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ381,135千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,245,462千円とするものであります。

10ページ、第2表地方債補正につきましては、森町消防団第1分団の小型可搬ポンプ付積載車の更新を計画しておりましたが、購入

を予定していた仕様の車体をメーカーが製造中止としたため、検討の結果、購入を見送ることとしたことから、緊急防災・減災事業の限度額を減額する変更でございます。

それでは以下、事項別明細書により補正の概要を歳出から申し上げます。

まず、9ページから30ページの各科目に計上いたしました職員給与費は、本年4月の人事異動に伴う年間見込額と、現計予算額との過不足による調整に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う業務量の増加によるものや、7月上旬の豪雨への対応、マイナンバーカードの普及促進、待機児童の対策等々の本年度の特殊事情により、職員手当に含まれる時間外手当の予算に不足が見込まれるため追加をお願いするものと、職員共済組合等負担金の調整でございます。なお、本年8月の人事院勧告に基づく手当の改正につきましては、11月24日の政府の給与関係閣僚会議と閣議において、国家公務員の期末手当の引き下げを令和4年6月の期末手当から減額することで調整するとの決定がされ、地方公務員についても国と同様の対応を基本とするよう通知されましたことから、内容を確認のうえ、対応を検討してまいりたいと考えております。

また、議員期末手当の減額につきましては、新任された議員分の令和3年6月の期末手当について、在職期間に基づく支給額でありましたので、執行残について減額するものでございます。

それでは、9・10ページをご覧ください。

2款1項5目、財産管理費200,000千円につきましては、本年度いただきました「ふるさと応援寄附金」の一部を基金に積み立てるものでございますが、寄附の見込額の増加に伴い、積立見込額を増額するものでございます。

2項1目、企画総務費201,792千円のうち、ふるさと納税推進事業費200,000千円は、ふるさと応援寄附金の見込増額に伴い、委託料等を増額するものでございます。

11・12ページ、5目、移住促進費800千円の減額につきましては、

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で昨年と同様に中止となった森町ふるさと会交流事業に係る補助金の減額でございます。

15・16ページ、3款2項1目、児童福祉総務費1,848千円につきましては、児童手当法の一部改正により、これまでは前年度の所得等により児童手当又は特例給付のどちらかを支給しておりましたが、令和4年10月支給分から、特例給付を受給している者のうち、その所得が一定の額未満のものに限り特例給付の支給措置を講じることとなったことから、この法改正に対応したシステム改修を行うものでございます。

2目、児童措置費5,025千円につきましては、令和2年度に実施しました子どものための教育・保育給付費負担金等に係る事業の精算に伴う国及び県への返還金でございます。

4目、子育て世帯への臨時特別給付金事業費1,622千円につきましては、令和2年度に実施しました子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費及び事業費の精算に伴う国への返還金でございます。

17・18ページ、4款1項2目、予防費914千円につきましては、令和2年度に実施しました風しん追加的対策事業の精算に伴う国への返還金でございます。

19ページから22ページ、7款1項1目、商工総務費19,609千円の減額のうち、新型コロナウイルス感染症対策経費11,014千円の減額につきましては、森町経営継続給付金及び観光イベント等動画配信事業補助金の実績に基づく減額でございます。

2目、商工振興費3,653千円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中止となった花火大会、産業祭等の補助金を減額するものでございます。

23・24ページ、8款4項1目、都市計画総務費7,323千円のうち、区画整理地内地上権設定等経費6,307千円につきましては、天宮土地区画整理事業区域内において、換地及び分譲した宅地内等に太田川上流部土地改良区の農業用導水管が介在していることが判明したため、土地所有者に対して農業用導水管埋設状況について説明を行

い、地上権設定等を実施するための地上権設定等補償費などがございます。

9款1項3目、消防施設費9,617千円の減額のうち、消防施設管理費3,000千円につきましては、県道山梨一宮線拡幅事業に伴い、谷中消防雑庫及び火の見櫓の解体撤去を行うための工事請負費でございます。また、消防施設整備事業12,617千円の減額につきましては、森町消防団第1分団の小型可搬ポンプ付積載車の更新を計画しておりましたが、購入を予定していた仕様の車体をメーカーが製造中止としたため、検討の結果、購入を見送ることとしたことから、消防車両購入費を減額するものでございます。

25・26ページ、10款1項2目、事務局費11,758千円の減額のうち、事務局経費1,222千円につきましては、森町教育支援センター「わかば」を旧周智高校実習棟で令和4年4月より常設開設するにあたり、机やイス、教材等を購入するための消耗品費等でございます。また、北海道森町児童生徒交流事業費1,932千円の減額及び広島平和記念式典小中学生派遣事業400千円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により執行が困難となったため、事業費を減額するものでございます。

27・28ページ、3項1目、中学校費学校管理費2,864千円のうち、中学校施設整備費2,860千円につきましては、旭が丘中学校屋内運動場の内壁が剥離する事象が生じたため改修を行うための設計業務委託料でございます。

29・30ページ、11款2項1目、公共土木施設災害復旧費6,000千円につきましては、睦実地内の天竜浜名湖鉄道の所有する法面が崩落し、通行止めとなっていた町道戸綿北4号線について、天竜浜名湖鉄道による法面对策が1月末の完成見込みとなったことから、これに伴う町道復旧工事を行うための工事請負費でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6ページ、15款2項2目、民生費国庫補助金1,848千円につきましては、児童手当システム改修業務委託に対する国庫補助金で

ございます。

16款 2 項 6 目、消防費県補助金2,955千円の減額につきましては、消防車両の小型可搬ポンプ付積載車に対する地震・津波対策等減災交付金の減額でございます。

18款 1 項 2 目、総務費寄附金400,000千円につきましては、本年度の見込みが伸びております、ふるさと応援寄附金、いわゆるふるさと納税を増額するものでございます。

19款 2 項 6 目、ふるさと応援基金繰入金800千円の減額につきましては、森町ふるさと会交流事業費補助金の減額に伴う減額でございます。

20款 1 項 1 目、繰越金11,894千円の減額につきましては、財源調整としての計上でございます。

21款 3 項 3 目、雑入3,300千円につきましては、谷中消防雑庫及び火の見櫓の解体撤去工事に対する県の補償金でございます。

7・8 ページ、22款 1 項 5 目、消防債9,500千円の減額につきましては、消防車両の小型可搬ポンプ付積載車に対する緊急防災・減災事業債の減額でございます。

以上が、令和3年度森町一般会計補正予算(第10号)の概要でございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 (中根 幸男 君) 日程第8、議案第78号「令和3年度森町介護保険特別会計補正予算(第2号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (中根 幸男 君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 (太田 康雄 君) ただ今上程されました、議案第78号「令和3年度森町介護保険特別会計補正予算(第2号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,637千円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出そ

れぞれ2,297,686千円とするものであります。

以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8ページ、3款3項1目、包括的支援事業費2,637千円の減額につきましては、専門職員の欠員に伴う給料、職員諸手当及び共済費を減額するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6ページ、3款2項3目、地域支援事業交付金1,016千円、5款3項2目、地域支援事業費交付金508千円、7款1項3目、地域支援事業繰入金507千円の減額につきましては、給料等を補正したことに伴う減額でございます。

8款1項1目、繰越金606千円の減額につきましては、財源調整としての計上でございます。

以上が、令和3年度森町介護保険特別会計補正予算（第2号）の内容でございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 （ 中 根 幸 男 君 ） 日程第9、議案第79号「令和3年度森町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

議 長 （ 中 根 幸 男 君 ） 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町 長 （ 太 田 康 雄 君 ） ただ今上程されました、議案第79号「令和3年度森町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,544千円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ710,592千円とするものであり

以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8ページ、1款2項1目、下水道建設事業費3,544千円の減額につきましては、職員1名分の給料、職員諸手当及び共済費について、下水道建設事業費から下水道総務管理費に科目更正したこと

による職員給与費の減額でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6ページ、7款1項1目、繰越金3,544千円の減額につきましては、財源調整としての計上でございます。

以上が、令和3年度森町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の内容でございます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長 (中根幸男君) 日程第10、議案第80号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (中根幸男君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) ただ今上程されました、議案第80号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」に基づき、当該辺地の公共的施設を整備促進するために必要な財政上の特別措置として、辺地対策事業債の借入を受けるため、議会の議決を経て総合整備計画を変更し、総務大臣に提出するものであります。

今回の変更は、大久保辺地区域における総合整備計画のうち、町道乙丸田能線及び下刈線改築事業につきまして、事業費に3,500万円を追加し、平成30年度に整備いたしました町道風久保田能線改築事業及び令和2年度に整備いたしました光ファイバ整備事業を含む全体事業費を2億1,687万5千円とするものでございます。また、計画年度につきましても、現計画の平成29年度から令和3年度までの5年計画を2年間延長し、令和5年度までの7年計画に変更するものでございます。

変更します町道乙丸田能線及び下刈線改築事業につきましては、地域住民の生活道路として重要な道路であり、また、地域間の迂回

路として利活用されている道路となっております。しかし、現況幅員が狭く、自動車のすれ違い等に危険が生じており、地域住民の交通の安全を確保するため、道路幅員の拡幅等の整備を行ってまいりました。整備を進めていく中で、当該路線に湧水が確認され、追加で暗渠排水工事が発生したため、各計画年度の事業費の範囲内で工事の進捗を図り、工事延長を短くすることで対応してまいりました。

全線整備にあたり、事業費の増額と計画期間の延長が必要となったため、本計画変更につきまして、議会の議決を求めるものであります。

なお、増額する事業費の全額を辺地対策事業債として借入を受けるものであります。

また、本議案上程のための県知事との事前協議につきましては、11月10日付けで、「意見等なし」との回答を得ております。

以上、提案理由を申し上げますが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長 (中根幸男君) 日程第11、議案第81号「養護老人ホームとよおか管理組合の解散について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (中根幸男君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) ただ今上程されました、議案81号「養護老人ホームとよおか管理組合の解散について」提案理由の説明を申し上げます。

養護老人ホームとよおか管理組合は、養護老人ホームの設置、運営を目的に、浜松市、磐田市及び森町の2市1町で構成する一部事務組合であります。

本案は、養護老人ホームとよおか管理組合が運営する養護老人ホームとよおかが本年3月31日をもって閉所となったことから、管理組合運営の必要性がなくなったため、令和4年3月31日をもって組

合を解散することについて、地方自治法第290条の規定に基づき、組合を構成する市町議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長

(中根 幸男 君) 日程第6、議案第76号「令和3年度森町一般会計補正予算(第9号)」について、採決の方法に問題点があったということで、改めて採決をいたします。

これから議案第76号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立 全員)

議長

(中根 幸男 君) 起立全員です。

したがって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。

12月9日午前9時30分、本会議を開き、各議案に対する質疑を行います。

本日は、これで散会します。

(午前11時38分 散会)